原判決を破棄する。 被告人を懲役三年六月に処する。 原審における未決勾留日数中一二〇日を右本刑に算入する。

原審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

由

本件控訴の趣意は、弁護人我妻源二郎、同矢作好英連名提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。 原判決は、被告人の本件所為に対する法令の適用において、「強盗強姦未遂の点は刑法二四三条、二四一条〈要旨〉前段に、強盗致傷の点は同法二四〇条前段にそれ ぞれ該当するが、右は一個の行為で二個の罪名に触れる場合〈/要旨〉である」として てれ該当するが、石は一個の行為で二個の罪名に触れる場合() 委自/である」としているけれども、本件所為に対する擬律としては、強盗強姦未遂罪(致傷の点を含む。)として同法二四三条、二四一条前段のみを適用すれば足りると解するのを相当とする(昭和八年六月二九日大審院判決、刑集一二巻一二六九頁参照)ところ、原判決は、同法五四条一項前段、一〇条を適用し、結局一罪として犯情の重いと認めた強盗強姦未遂罪の刑で処断しているのであるから、結論においては、正当なるに帰し、原判決の右法律適用の誤りは、原判決に明らかに影響を及ぼすものとはいる。まず、この点を以てしては、表が原制決研究の理由とはなし得ないというできて、この点を以てしては、表が原制決研究の理由とはなし得ないというできて、この点を以てしては、表が原制決研究の理由とはなし得ないというできて、この点を以てしては、表が原制決研究の理由とはなし得ないというできている。 えず、この点を以てしては、未だ原判決破棄の理由とはなし得ないというべきであ る。

(その余の判決理由は省略する)

(裁判長判事 井波七郎 判事 足立勝義 判事 酒井雄介)